

豊こお第 844 号
令和 7 年(2025 年)7 月 7 日

市内障害児通所支援事業所
市内障害児相談支援事業所
代表者 様

豊中市こども未来部おやこ保健課長

豊中市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る
設備等支援事業費補助金の交付申込について(依頼)

平素は、本市児童福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、この度、障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業について、下記のとおり交付申込書の受付を行います。事業実施意向のある事業所におかれましては、期日までに資料のご提出をお願いいたします。

なお、本事業は令和 6 年度に「豊中市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金」において補助を受けた事業所や、既存設備等の改修費は補助対象外です。次年度以降の実施は未定ですので、「新規開設事業所」、「昨年度当該事業を未実施の事業所」で実施意向がある場合は、漏れののないよう手続きをお願いいたします。

記

1. 申込方法及び交付申込書の提出期限

申込方法:メールにて交付申込書等を送付 宛先:kodomo-hashien@city.toyonaka.osaka.jp

※メール受付後、おやこ保健課より確認メールを送信します。確認メールを受信できない場合は必ずお電話でお問合せください。

※実施意向がない場合、メールの送付は不要です。

提出期限:**令和 7 年(2025 年)7 月 30 日(水) 〆切**

2. 提出資料

- (1)様式第 1 号 交付申込書
- (2)(別紙)様式第 1 号用_事業計画書と内訳書
- (3)機器等の見積書(PDF ファイルに限る)

3. 事業の概要

- 補助上限額:75,000 円 (補助基準額:100,000 円)
- 補助率:国 1/2 市 1/4 事業者 1/4(自己負担が生じます)
- 補助対象経費:パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の

購入や更新に係る費用

※令和7年(2025年)4月1日購入分から実績報告までに発注かつ支払があったものが対象となりますが、本補助事業は国からの内示が前提となるため、今回の交付申込書の提出をもって補助金の交付を確約するものではありません。市からの交付決定前に購入した場合は、補助金が交付されない場合もありますので、ご了承ください。

4. 事業実施の流れ(予定)※

時期(令和7年度)	実施内容	留意事項等
~7月30日(水)	交付申込書 提出	事業所→市
時期未定	国からの交付内示	国→市
時期未定	交付決定(交付決定通知の送付)	市→事業所
1月頃	実績報告書の提出、交付額確定通知書の送付	市→事業所
2月頃	交付請求書の提出	事業所→市
3月頃	補助金の支払い	市→事業所
令和7年度の確定申告後 令和9年4月末日まで	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出	全事業所

※ 国からの交付内示が遅れる場合、スケジュールは後ろ倒しになります。

<留意事項>

- 交付申込にあたって、別添の実施要綱、Q&Aを必ずご確認ください
- 本調査の回答内容をもって国庫補助申請をしますので、原則として、交付申込提出後の機器等の変更は受け付けません。ただし、販売中止等の事情により申込時の計画に示された機器等を購入できないなどやむを得ない事情がある場合には、購入前に機器等のパンフレット及び見積書を添えて、メールにて下記問合せ先までご相談ください。

【問合せ先】

〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15 すこやかプラザ内
こども未来部 およこ保健課 保健企画係
電話番号：06-6858-2285 担当：橋爪、中越
メール：kodomo-hashien@city.toyonaka.osaka.jp